

愛知県バス対策協議会の運営について

愛知県バス対策協議会（以下「協議会」という。）における生活交通の確保に係る手続き等枠組みについて、次のとおり定めるものとする。

1 生活交通確保のための計画策定

(1) 協議会は、関係市町村において検討された以下に掲げる具体的な路線の生活交通確保計画について協議し、決定する。

ア 乗合バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）から退出意向の申し出、事業者単独で事業の継続が困難である旨の申し出等（以下、「退出意向等の申し出」という。）があった路線

イ 市町村から、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく地域間幹線系統への位置付けを希望する旨の申し出（以下、「地域間幹線系統への位置付け申し出」という。）があったコミュニティバス路線（市町村が主体となって乗合バス事業者に運行委託している路線）

(2) 生活交通確保計画には、以下に例示するものその他必要と認められる内容を記載するものとする。

ア 輸送サービスの範囲

＜利用対象地域、年間利用者数（現在）、路線の特性及び利用者の特徴、路線の必要性等＞

イ 輸送サービスの形態

＜乗合バス、コミュニティバス等＞

ウ 輸送サービスの水準

＜運行系統、系統キロ程、運行回数、運行時間帯、運賃制度等＞

エ 輸送サービスの提供主体及びその理由

＜事業者名、事業者を選定した理由等＞

オ 輸送サービスの提供に係る費用

＜経常収益、経常費用、収支差額の負担者別内訳等＞

カ 収支改善計画

＜増収策、経費削減策等＞

キ 輸送サービスの利用促進計画

＜利用者数目標、利用促進策、事業の効果等＞

(3) 協議会は、決定された生活交通確保計画に基づき、地域間幹線系統確保維持計画を策定する。

(4) 協議会において、市町村単独補助対象路線として維持確保を図ることを決定した路線については、次年度以降、協議会において協議・決定を要しないものとする。

2 乗合バス事業者の退出意向等の申し出手続き

(1) 退出意向の申し出（道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第3号に規定する場合は除く。）は、原則として路線（路線定期運行に係るものに限る。以下同じ。）の休廃止の予定の6月前までの国への届出に先立って、会長に行うものとする。

- (2) 退出意向等の申し出は、別紙様式第1号により行うものとする。
- (3) 退出意向等の申し出は、原則として、毎年度7月又は1月に行うものとする。
- (4) 協議会設置要綱第5条第3項なお書きにおける情報提供を行う乗合バス事業者は、関係市町村において生活交通確保方策の検討が十分可能となるよう、その時期及び内容について配慮するものとする。
- (5) 協議会設置要綱第5条第3項なお書きにおける情報提供を受けた市町村は、速やかに生活交通確保方策の検討を行うものとする。また、当該路線の運行継続に関する協議を希望する場合、市町村は、乗合バス事業者と協議を行い、その結果を踏まえて、6月を限度として、休廃止の予定の日の延長を求めることができるものとする。
- (6) 乗合バス事業者と関係市町村は、生活交通確保のために、平素から連携を密にするよう努めるものとする。

3 市町村の地域間幹線系統への位置付け申し出手続き

- (1) 地域間幹線系統への位置付け申し出は、別紙様式第2号により行うものとする。
- (2) 地域間幹線系統への位置付け申し出は、原則として、毎年度1月に行うものとする。

4 乗合バス事業者の現況報告

乗合バス事業者は、退出意向等の申し出に係る路線について、協議会において、以下に例示するものその他必要と認められる内容について現況報告を行うものとする。

(1) 運行事業者の現況

ア 会社の概要

＜事業の種類、過去3年間の経営収支状況等＞

イ 乗合バス事業の現況

＜営業キロ程、系統数、車両数、営業所数等＞

ウ 乗合バス事業の推移

＜過去3年間の経常収支、運行費補助金、輸送人員等＞

(2) 退出意向等の申し出路線の現況

ア 路線概要

＜系統名、運行系統、系統キロ程、運行回数、関係市町村＞

イ 輸送人員等の推移

＜過去3年間の年間輸送人員、平均乗車密度等＞

ウ 収支状況の推移

＜過去3年間の経常収支、キロ当たり原価、運行費補助金額等＞

5 市町村の現況報告

市町村は、地域間幹線系統への位置付け申し出に係る路線について、協議会において、以下に例示するものその他必要と認められる内容について現況報告を行うものとする。

(1) コミュニティバス事業の現況

ア 現況

＜営業キロ程、系統数、車両数等＞

イ 推移

＜過去3年間の経常収支、市町村負担額、輸送人員等＞

(2) 地域間幹線系統への位置付け申し出路線の現況

ア 路線概要

＜系統名、運行系統、系統キロ程、運行回数、関係市町村＞

イ 輸送人員等の推移

＜過去3年間の年間輸送人員、平均乗車密度等＞

ウ 収支状況

＜過去3年間の経常収支、市町村負担額、運行委託先会社名等＞

6 市町村における生活交通確保方策の検討

- (1) 乗合バス事業者から会長あて退出意向等の申し出があった場合、会長は、関係市町村長あて申し出内容を通知し、その対応方策を照会するものとする。
- (2) 市町村長は、照会のあった具体的な路線に関する対応方策を検討し、会長が指示した期日までに報告するものとする。また、生活交通確保の必要があると判断した路線については、生活交通確保計画を作成し、併せて報告するものとする。
- (3) 市町村から会長あて地域間幹線系統への位置付け申し出があった場合、会長は、関係市町村長あて申し出内容を通知し、その対応方策を照会するものとする。
- (4) 市町村長は、照会のあった地域間幹線系統への位置付け申し出路線に関して、会長が指示した期日までに生活交通確保計画を作成し、報告するものとする。
- (5) 市町村は、必要に応じて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議（一又は複数の市町村長が主宰するものに限る。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）を設置して、住民意向や利用ニーズ等を踏まえた適切な対応方策を協議するものとする。
- (6) 市町村は、複数市町村に跨る路線の計画作成にあたっては、関係市町村及び関係バス事業者との調整を図るものとする。

7 代替運行事業者の斡旋

- (1) 市町村は、退出意向の申し出路線に係る代替運行事業者の斡旋を希望する場合、会長に申し出るものとする。
- (2) 会長は、市町村から代替運行事業者の斡旋の申し出があった場合、(社)愛知県バス協会及び愛知県タクシー協議会、又は(社)愛知県バス協会若しくは愛知県タクシー協議会に、事業者の斡旋を依頼し、その結果について、市町村に通知するものとする。
- (3) (社)愛知県バス協会及び愛知県タクシー協議会は、会長から代替運行事業者の斡旋を依頼された場合、代替運行事業者の斡旋に努めるものとする。

8 乗合バス事業者の協議会への報告

乗合バス事業者は、道路運送法等に定めるところにより、協議会へ退出意向の申し出を要しない路線について、国土交通大臣に路線の休止又は廃止を届け出た場合は、速やかにその内容を協議会に報告するものとする。

9 会議運営

- (1) 協議会は、原則として、年3回（毎年度6月、8月、2月）開催するものとする。ただし、幹事会の協議結果をもって協議会の承認とみなす場合については、この限りではない。
- (2) 会長は、協議会終了後には、議事の概要を公表する。また、協議会設置要綱第6条第9項で規定している幹事会の協議結果を協議会の承認とみなす場合においても、会長が、その概要を公表することとする。
- (3) 幹事会は、複数市町村に跨る路線に係る関係者間の調整等のため、必要に応じ、随時、開催するものとする。

10 分科会

- (1) 協議会設置要綱第7条第3項の協議事項は、以下に例示する乗合旅客運送路線の休止又は廃止に係る事項とする。ただし、地域間幹線系統確保維持費補助金の交付を受けて運行される路線については除く。
 - ア 市町村が乗合バス事業者に運行を委託している路線。
 - イ 市町村の意向による運行契約等に基づいて運行する乗合バス事業者の営業路線。
 - ウ 協議会において、市町村単独補助路線として維持確保を図ることを決定した路線。
 - エ 休廃止の申し出路線のうち休廃止区間が一市町村域内である路線。
- (2) 協議会設置要綱第7条第5項の報告は、別紙様式第3号により行うものとする。
- (3) (1)の路線について、乗合バス事業者は地域公共交通会議等の主宰者あてに、別紙様式第1号に準じて退出意向の申し出を行うものとする。この場合、主宰者は、会長に申し出の写しを送付し、その対応方策を検討するものとする。

11 県境路線の取扱い

隣接する県に跨る県境路線の取扱いについては、事務局において関係県と調整のうえ、別に定める。

附 則

この取扱いは、平成23年12月6日からとする。

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

愛知県バス対策協議会会長 殿

事業者名
代表者氏名 印

乗合バス路線の退出意向等の申し出について

このことについて、愛知県バス対策協議会設置要綱第5条第3項の規定等により、下記のとおり申し出をします。

記

1 申し出の内容及びその理由

(次のア～ウのうち該当するものに○をつけ、< >に、その理由を記入する)

ア 乗合バス路線からの退出をしたい

<理由 >

イ 単独での事業の継続が困難であり、公的補助を受けて乗合バス路線の運行を継続したい

<理由 >

ウ 既に協議会において決定した輸送サービスの内容を変更したい

<理由 >

2 申し出内容の実施予定年月日

3 申し出内容の対象路線

4 その他添付資料

(1) 運行系統図及び時刻表

(2) 現況報告書

(3) 「イ」に該当する場合、平均乗車密度及び輸送量算定表

様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

愛知県バス対策協議会会長 殿

〇〇市（町村）長 印

地域間幹線系統への位置付け申し出について

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく地域間幹線系統への位置付けを希望する路線について、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 申し出路線の概要
- 2 その他添付資料
 - (1) 運行系統図及び時刻表
 - (2) 現況報告書
 - (3) 平均乗車密度及び輸送量算定表

様式第3号

年 月 日

愛知県バス対策協議会会長 殿

会議の名称
主宰者名 印

愛知県バス対策協議会分科会における協議結果について

このことについて、愛知県バス対策協議会設置要綱第7条の規定等により、下記のとおり報告します。

記

- 1 会議の開催日時及び場所
- 2 協議事項
- 3 協議結果
- 4 その他添付資料
 - (1) 会議録の写し
 - (2) 出席者名簿